

人 材 紹 介 手 数 料

外国人材在留資格	採用人材レベル		コンサルティング料
技術・人文知識・国際業務	分類Ⅰ	新卒、第2新卒レベル または JLPT N5~N4 程度	理論年収の 20%
	分類Ⅱ	中途採用レベル(特定分野 3 年以上の業務経験等) または JLPT N3~N2 程度	理論年収の 25%
	分類Ⅲ	中途採用レベル(特定分野(IT 系など) 専攻、熟練知識が必要な業務経験者等) または JLPT N2~N1 レベル	理論年収の 30%
特定技能 1 号	日本語能力試験 N3 相当以上		60 万円 (税別)
	日本語能力試験 N3 相当未満		40 万円 (税別)

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋定期的に毎月支給される手当（職務手当、住宅手当、家族手当等（但し、交通費は除く））×1.2＋（前年度賞与平均支給実績）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	80%
1ヶ月以上2ヶ月未満	50%
2ヶ月以上3ヶ月未満	30%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。コンサルティング料は、甲と紹介者の雇用契約締結後から発生し、紹介者の就労確認をもって乙から甲へ請求書が発行される。雇用契約締結後から就労確認までの間に甲の都合で採用を取り消す場合、100%のコンサルティング料が発生する。